

冷却塔及び加湿装置への供給水の管理について

東京都健康安全研究センター 広域監視部 建築物監視指導課

「建築物の衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）」施行令第2条第1号ニに規定する空気調和設備を設けている場合、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置として、施行規則第3条の18第1号から第5号が規定されています。

しかしながら、冷却塔及び加湿装置への供給水の維持管理を具体的に規定した条文はありません。東京都では、供給水として水道水を使用する以上、末端まで同等の水質が維持されるべきものとして、空気調和設備への給水系統についても、良好な維持管理を行なう必要があると考えています。

そこで、より良い衛生的環境を確保していただくため、空調機管理の一環としてこれら供給水の維持管理については、次の内容で実施していただけるようお願いいたします。

1 冷却塔供給水

水質検査：水道法第4条に規定する「一般細菌」「大腸菌」の項目を年1回補給水槽からの管延長が最長の冷却塔補給水口で実施

時期は、冷却塔使用開始時（通年使用の場合は7月から8月）が望ましい。

補給水槽：前記水質検査で基準を超過した場合に槽内清掃を実施

清掃方法は、飲料水受水槽の方法を準用することが望ましいが、容量などを考慮し、実施可能な方法とする。

2 加湿装置供給水

水質検査：補給水槽清掃後に水道法第4条に規定する「一般細菌」「大腸菌」の項目を年1回補給水槽からの管延長が最長の加湿装置ノズル部で実施
(蒸気加湿の場合は実施不要)

補給水槽：加湿装置使用前に年1回の定期清掃を実施

清掃方法は、飲料水受水槽の方法を準用することが望ましいが、容量などを考慮し、実施可能な方法とする。